

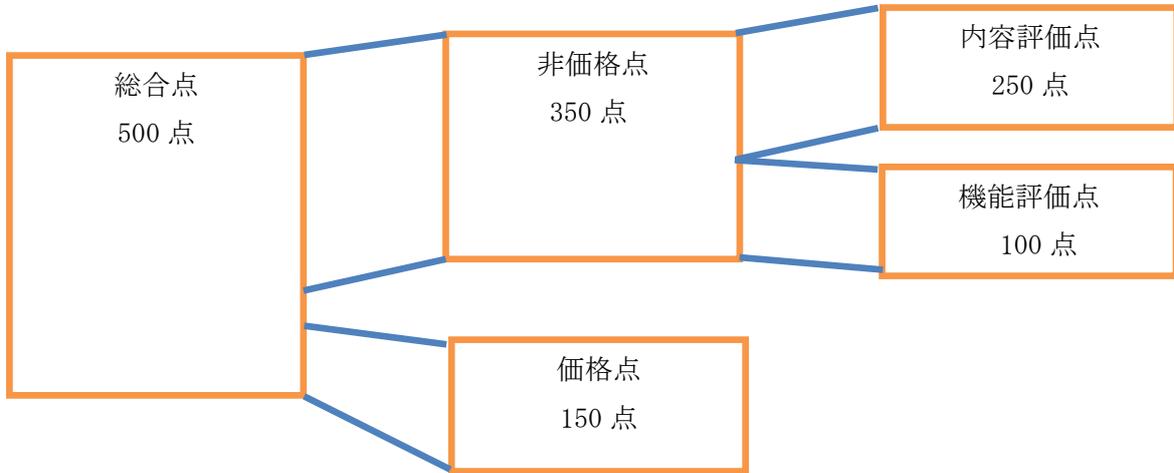
評 価 基 準

久留米市地域包括支援業務システムの導入及び運用保守業務委託

令和7年1月
久留米市

1 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容の評価に提案価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格等の制限の範囲内において提案があった者のうち、総得点の最も高い提案者を候補者とする。



1.1 総合評価の方法及び候補者の決定方法

「1.2 提案内容の評価」、 「1.3 提案価格の評価」、 で評価した「非価格点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を候補者とする。

「非価格点」と「価格点」のバランスは、7対3とする。提案者の獲得する「総合点」は、「非価格点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点（500点）} = \text{非価格点（350点）} + \text{価格点（150点）}$$

1.2 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「企画提案書評価項目表」に基づき提案内容の評価し「非価格点」を与える。

提案者の獲得する「非価格点」は、「内容評価点」と「機能評価点」の単純な和となる。

$$\text{非価格点（350点）} = \text{内容評価点（250点）} + \text{機能評価点（100点）}$$

1.3 提案価格の評価

提案価格については、後に示す計算式に基づき提案価格に対する点数（以下「価格点」という）を与える。

1.4 有効数字

「非価格点」及び価格点、「内容評価点」、「機能評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

1.5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

「価格点」が高い者を候補者とする。

1.5.1 入札それぞれの「価格点」が同じ場合

「内容評価点」が高い者を候補者とする。また、「内容評価点」が同じ場合は別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

2 提案内容の評価

2.1 内容評価点について

2.1.1 評価について

「内容評価点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目を設定し、以下のように配点を設定する。

<配点設定>

1章 導入スケジュール・導入体制	20点
2章 自治体等への導入実績	10点
3章 データ移行対応	20点
4章 機器構成について	30点
5章 セキュリティ関連	20点
6章 運用・保守体制について	40点
7章 法改正対応について	10点
8章 研修体制・サポート体制	40点
9章 業務機能について	40点
10章 委託先（居宅介護支援事業所）とのデータ連携についての提案	10点
11章 拡張機能（業務改善）に関する提案	10点

(2) 評価点の考え方

採点は、評価項目単位に0～5点までの6段階で評価する。

- A. 本市で想定していた提案であれば「3点」（以下、基準点 [※1]）とする
- B. 優れた提案は「4から5点」の範囲で評価する
- C. 低いレベルの提案は「0から2点」の範囲で評価する
- D. 記述のないものは「0点」とする

(3) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～8点までの加重点を項目ごとに設定する。

(4) 内容評価点の計算

内容評価点の計算は以下の式で行う。

$$\text{項目評価点} = \text{評価項目の評価点} \times \text{加重点}$$

$$\text{内容評価点} = \text{項目評価点の合計}$$

2.1.2失格について

(1) 内容評価点について

「11. 拡張機能（業務改善）に関する提案」を除く「内容評価点」の合計が 144 点未満の場合には、失格とする。

2.2 機能評価点について

2.2.1評価について

「機能評価点」は、調達仕様書と合わせて配布する「様式第 11 号_機能評価一覧」の内容に基づき、以下の手順で行う。

(1) 評価点の考え方

機能項目単位の採点は「必須機能」・「必須以外の機能」に区分し、下記の通り評価する。

【必須機能】

- A. 標準機能として対応する提案は「5 点」とする
- B. カスタマイズもしくは他のシステム機能で実現する提案は「3 点」とする
- C. 一部でも実現できない機能が含まれるもしくは記述のない提案は「失格」とする

【必須以外の機能】

- A. 標準機能として対応する提案は「3 点」とする
- B. カスタマイズもしくは他のシステム機能で実現する提案は「2 点」とする
- C. 一部機能を実現できる提案は「1 点」とする
- D. システム対応できないもしくは記述のない提案は「0 点」とする

(2) 機能評価点の計算

機能評価点の計算は以下の式で行う。

$$\text{機能評価点} = 100 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{業務別機能評価点の合計}}{\text{業務別機能評価点合計の最高点}} \right)$$

2.2.2失格について

(1) 機能評価点の合計が 60 点未満の場合には失格とする。

(2) 「様式 11 号_機能評価一覧」の必須項目について

機能評価点の合計が 60 点以上であっても必須機能において、1 項目でも実現できない仕様があると判断される場合は、失格とする。

3 価格点の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = 150 \text{ 点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$$

予定価格は、提案にあたっての評価のための数値であり、本市にて設定する。

なお、提案価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

また、提案価格が予定価格以内であっても、年度毎の支払金額の範囲内に無い年度がある場合は、失格とする。

4 総合点の算出方法

提案者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{総合点} = \text{非価格点} + \text{価格点}$$

以上